

# 国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of  
National Institute for Land and Infrastructure Management

No.1304

January 2025

## 都市公園のデザイン向上に関する資料

影本信明・岩見達也

A Guidebook to the Design Improvement of Urban Parks

KAGEMOTO Nobuaki

IWAMI Tatsuya

国土交通省 国土技術政策総合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan



都市公園のデザイン向上に関する資料

影本信明

\*

岩見達也

\*\*

A Guidebook to the Design Improvement of Urban Parks

KAGEMOTO Nobuaki

IWAMI Tatsuya

概要

都市公園のデザイン及び都市の景観の一体性はその観光客の集客性に大きく影響を与えている。本研究は、観光に資するような都市公園が有すべき質（デザイン等）を明らかにするとともに、必要な質の内容と水準を導くための検討を行った。これらをふまえ、観光に資する等の都市公園のデザインの配慮事項についてとりまとめた。

キーワード : 都市公園、観光振興、デザイン

Synopsis

The design of urban parks and the integrity of the cityscape have a large impact on their ability to attract tourists. This study clarified the qualities (design, etc.) that urban parks that contribute to tourism should have, and also conducted an examination to derive the content and level of necessary quality. In light of this, we have compiled considerations for the design of urban parks such as those that contribute to tourism.

Key Words : urban parks , tourism promotion, design

\* 都市研究部 都市防災研究室  
主任研究官

Senior Researcher, Urban Disaster  
Mitigation Division

\*\* 都市研究部 都市防災研究室長

Head, Urban Disaster Mitigation Division



## はじめに

平成 28 年 3 月「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」（議長：内閣総理大臣）において「明日の日本を支える観光ビジョン」が発表され、「観光先進国になる」という目標のもと、観光を我が国の新たな基幹産業と捉え、取り組みが進んでいるところです。

都市公園のデザイン及び都市の景観の一体性はその観光客の集客性に大きく影響を与えており、観光に資するなどの都市公園が有すべき質（デザイン等）を明らかにするとともに、必要な質の内容と水準を導くことは重要であり、また、併せてそれらの都市公園のデザインを向上させるとともに、有効な活用方策が講じられることが望まれます。

都市公園のデザインを向上させるためには、どのような事項について配慮を講じるべきかを知ることが必要であり、それをまとめた知見を「都市公園のデザイン向上に関する資料」としてとりまとめました。

本資料によって、必要な配慮事項を見いだすことを可能にすることを目的としたものであり、今後の我が国の観光振興に寄与することを祈念するものです。

令和 7 年 1 月

国土技術政策総合研究所  
都市研究部都市防災研究室

## 目 次

はじめに .....	i
<b>【都市公園のデザイン向上に関する資料】</b> .....	1
あとがき .....	47

# 都市公園のデザイン向上に関する資料



## 都市公園のデザイン向上に関する資料 目次

研究の経緯	4
本資料の構成と使い方	7
1 観光に資する都市公園のデザインの配慮事項について	8
1-1 デザインの配慮事項について	8
1-2 観光に資する都市公園の特性分類	9
1-3 【共通編】と【特性格編】の違い	10
2 デザイン配慮事項【共通編】	11
2-1 「A：構想・計画段階」のデザイン配慮事項	12
2-2 「B：設計・施工段階」のデザイン配慮事項	15
2-3 「C：マネジメント段階」のデザイン配慮事項	21
3 デザイン配慮事項【特性格編】	23
3-1 「Ⅰ 都市のセントラルパーク」のデザイン配慮事項	25
3-2 「Ⅱ 総合的な歴史文化公園」のデザイン配慮事項	30
3-3 「Ⅲ 郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園」のデザイン 配慮事項	32
3-4 「Ⅳ 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園」のデザイン 配慮事項	38
3-5 「Ⅴ テーマを重視した公園」のデザイン配慮事項	41
3-6 「Ⅵ 眺望に優れた公園」のデザイン配慮事項	42
3-7 「Ⅶ 歴史的な庭園」のデザイン配慮事項	44
資料	46
あとがき	47

## (研究の経緯)

平成 28 年 3 月「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」(議長：内閣総理大臣)において「明日の日本を支える観光ビジョン」が発表され、「観光先進国になる」という目標のもと、観光を我が国の新たな基幹産業と捉え、取り組みが進んでいる。令和 5 年 3 月に閣議決定した「観光立国推進基本計画」においても、「観光は、コロナ禍を経ても成長戦略の柱、地域活性化の切り札、国際相互理解・国際平和にも重要な役割」と定義しており、今後も、観光立国の実現に向けた施策や産業は、我が国にとって重要な取り組みといえる。

一方、都市公園は、観光において重要な資源であり、世界的に見ても観光地として人気を博している公園は数多い。

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設である。

観光振興においては、都市公園の有する自然資源や歴史・文化資源、既存の施設等を活用することにより、国内外からの観光客の誘致やそれによる地域の賑わい創出、活性化をもたらす効果を期待されている。

さらに、平成 29 年の都市公園法の改正により、近年では、民間活力を導入した都市公園の整備や運営、それによる賑わいの創出も期待されている。

国土技術政策総合研究所では、このような背景を踏まえ、観光に資するような都市公園が有すべきデザインを明らかにすることを目的として、研究を進めてきた。

研究を進めるにあたっては、まず、訪日外国人向け観光情報サイト(JNTO 訪日観光情報サイト)、日本人向け観光情報サイト(じゃらん net)、観光口コミサイト(Trip adviser)、観光地ランキング(観光資源台帳)の観光メディア等の掲載等利用者視点の評価として複数のサイトに掲載されている 63 事例を観光的人気の高い公園として抽出した上で、旅行サイトの口コミを参考に(「Trip adviser」から年間(1月~12月)を対象に各公園毎に 20 件の口コミ、2021 年 12 月 2 日~10 日に実施)、観光的人気の理由と公園の空間の魅力、周辺環境の魅力との関連性が弱い事例を除外し、その観光的人気デザイン等に起因する事例を 57 事例抽出した(抽出資料は巻末参照)。これらの中から、都市や地域に調和しかつ高いデザイン性を有する都市公園や都市公園施設等として、造園、都市、土木分野等の表彰制度(グッドデザイン賞(1987 年~2021 年)、土木学会デザイン賞(2001 年~2021 年)、日本造園学会賞(1949 年~2020 年)、都市公園等コンクール(2001 年~2021 年))、文献(景観デザイン規範事例集(国総研資料 433 号))等を調査し、表彰等でデザイン等が評価された事例、専門誌・論文等の文献において設計思想やデザインの優良性について言及された事例等を「デザインの優良性が特に高い事例」として 14 事例を抽出・選定すると共に、学術研究論文や各種表彰の講評、専門誌の講評記事、旅行サイトの口コミを参考に、各公園の「デザインの優良な点・内容」の抽出・整理を行った。

次に、各事例の「デザインの優良な点・内容」のうち、特に観光的人気とかかわりの深い事項を対象に、詳細な文献調査、旅行サイトの口コミ分析、有識者へのヒアリング調査等により、よ

り詳細な情報の収集・整理を行った。

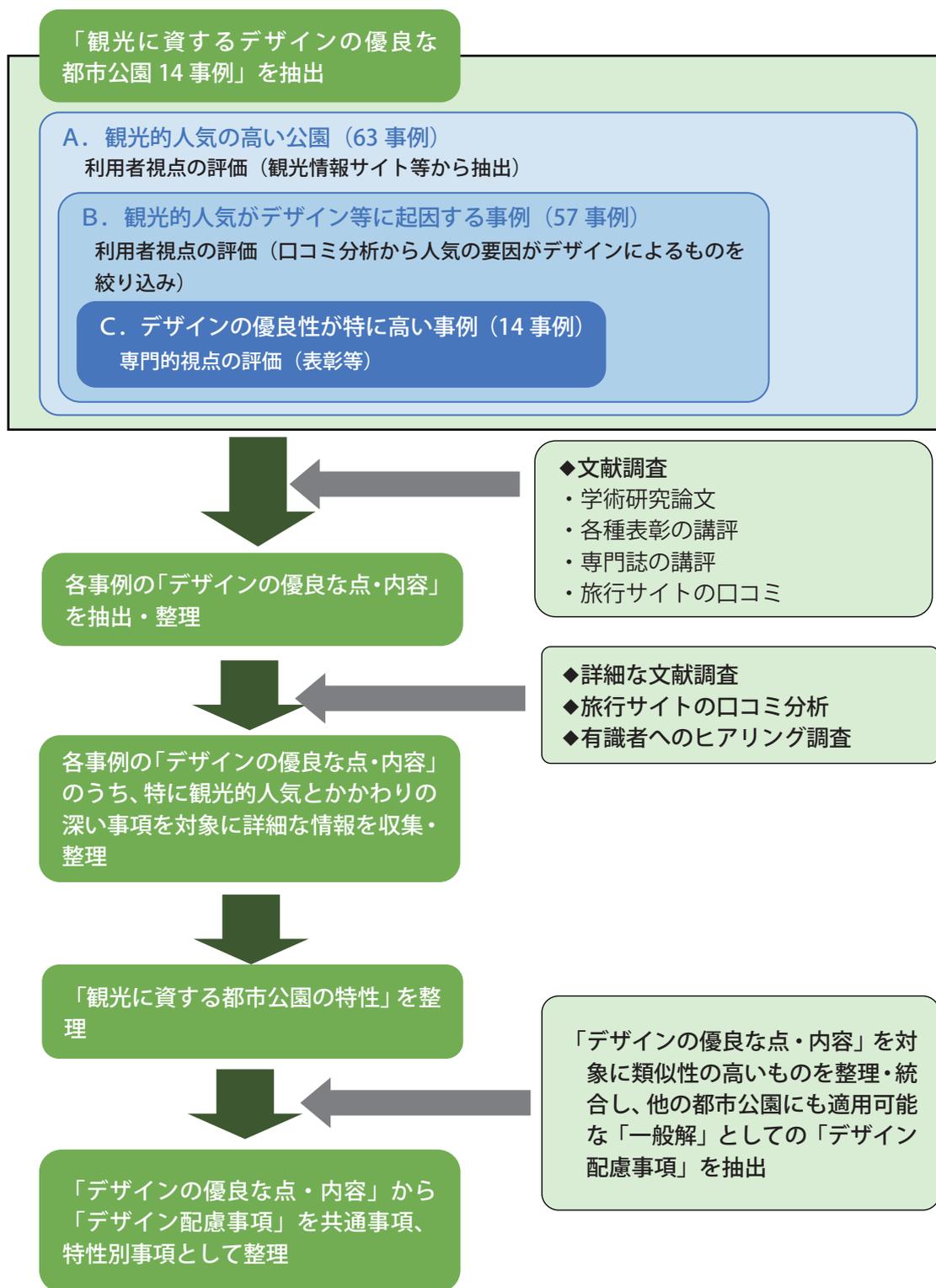


図-1 ■ 「都市公園のデザインに関する資料」の研究の流れ

続いて、対象の 14 都市公園について、公園の性格（使われ方）と都市における位置づけから「観光に資する都市公園の特性」7 分類に整理したうえで、上記で整理した各事例の「デザイン

の優良な点・内容」を対象に類似性の高いものを整理・統合して、他の都市公園にも適用可能な「一般解」としての「デザイン配慮事項」を抽出した。「デザイン配慮事項」は、概ね全ての公園において適用可能で参考とすべき「共通事項」と、各特性において特に配慮が必要となる「特性別事項」の2つに分けて整理した。本資料「都市公園のデザイン向上に関する資料」は、これらの一連の研究成果の知見を取りまとめたものである。

## (本資料の構成と使い方)

本資料は、前述の経緯によって得られた知見を活かし、観光振興を目的として都市公園の魅力向上させるために必要なデザイン配慮事項をとりまとめたものである。

まず、「1 観光に資する都市公園の特性と配慮事項について」では、観光に資する都市公園の特性とデザインの配慮事項について解説したうえで、その後に解説するデザイン配慮事項【共通編】とデザイン配慮事項【特性格編】の違いについて解説する。

「2 デザイン配慮事項【共通編】」においては、観光振興に資する都市公園が共通的に具備すべきと考えられる「共通のデザイン配慮事項」を「A：構想・計画段階」、「B：設計・施工段階」、「C：マネジメント段階」の整備段階別に解説する。

「3 デザイン配慮事項【特性格編】」においては、観光振興に資する都市公園の特性に応じて具備すべきと考えられる「特性格のデザイン配慮事項」を「A：構想・計画段階」、「B：設計・施工段階」、「C：マネジメント段階」の整備段階別に解説する。

また、本資料は、都市公園を新しく整備する際だけでなく、都市公園のリニューアル（再整備）や維持管理の段階においても参考となる知見をまとめている。公園の長寿命化やリニューアル等も都市公園の重要な施策となっている昨今、幅広く役立てていただけると考える。

# 1 観光に資する都市公園のデザインの配慮事項について

## 1-1 デザインの配慮事項について

本資料で扱う「デザイン配慮事項」とは、観光振興を目的として都市公園のデザイン的な魅力を向上させるために必要な、配慮事項のことである。

「デザイン配慮事項」は、これまでの研究の成果から整理したものであり、観光に資するデザインの優良な都市公園の14事例（表-1）から抽出・整理した「デザインの優良な点・内容」について、その内容を他の都市公園にも適用可能な一般解として整理したものである。

また、デザイン配慮事項は、別に示すように、【共通編】と【特性格編】に分けて整理するとともに、「A：構想・計画段階」、「B：設計・施工段階」、「C：マネジメント段階」の整備段階別に整理している。

表-1 ■旅行サイトや表彰等から抽出された観光に資するデザインが優良と考えられる都市公園  
(14事例)

NO.	名称	所在地	管理者
1	日比谷公園	東京都千代田区	東京都
2	中之島公園	大阪府大阪市	大阪市
3	上野恩賜公園	東京都台東区	東京都
4	大阪城公園	大阪府大阪市	大阪市
5	国営昭和記念公園	東京都立川市・昭島市	国土交通省関東地方整備局
6	水元公園	東京都葛飾区	東京都
7	国営海の中道海浜公園	福岡県福岡市	国土交通省九州地方整備局
8	国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区（海洋博公園）	沖縄県本部町	内閣府沖縄総合事務局
9	万博記念公園	大阪府吹田市	大阪府
10	富岩運河環水公園	富山県富山市	富山県
11	モエレ沼公園	北海道札幌市	札幌市
12	山下公園	神奈川県横浜市	横浜市
13	港の見える丘公園	神奈川県横浜市	横浜市
14	識名園	沖縄県那覇市	那覇市

## 1-2 観光に資する都市公園の特性分類

本資料では、観光的人気が高く、デザインに優れた都市公園として、以下に示す7つの特性を扱う。なお、この特性分類は、前述したこれまでの研究の成果から整理したものである。

表-2 ■本資料で扱う都市公園の特性分類

特性分類名	特徴（公園の性格、都市における位置づけ）
I. 都市のセントラルパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な利用者（市民、就業者、観光客等）によって多種多様な使われ方（憩いの場、イベントの場、社交の場）をする都市公園</li> <li>当該都市の中心部に位置し、交通アクセス性が高く、当該都市のシンボルとなっている</li> </ul>
II. 総合的な歴史文化公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な歴史文化施設が点在し、多様な利用者（市民、観光客等）によって利用される都市公園</li> <li>当該都市の主要な歴史文化施設が集約しており、当該都市の歴史・文化・芸術の森として機能している</li> </ul>
III. 郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民を中心とする多様な利用者が、日常的なレクリエーションや広域からの日帰り観光を目的として利用される都市公園</li> <li>主に当該都市の郊外に立地し、広大な敷地の中で、市民や観光客等のレクリエーションの場として機能している都市公園</li> </ul>
IV. 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な施設、豊かな自然環境があり、レジャー、リゾート目的に主に広域から観光客等が集まる都市公園</li> <li>都市郊外の風光明媚な広大な敷地に位置し、非日常的な時間・空間が楽しめる都市公園</li> </ul>
V. テーマを重視した公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な利用者（市民、観光客等）がレクリエーションや教育・学習・鑑賞を目的に利用する都市公園</li> <li>アートなど、特定のテーマや目的を伴って整備された都市公園</li> </ul>
VI. 眺望に優れた公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な利用者（市民、観光客等）が日常的なレクリエーション目的に利用する都市公園</li> <li>街並みや建築物、橋梁等の人工物、海や山岳、渓谷等の自然地物への眺望が得られる場所に立地し、その眺望を楽しめる都市公園</li> </ul>
VII. 歴史的な庭園	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な利用者（市民、観光客等）がレクリエーションや教育・学習・鑑賞を目的に利用する都市公園</li> <li>当該都市の文化を代表する歴史由緒ある庭園を改修し、一般に開放している都市公園</li> </ul>

### 1-3 【共通編】と【特性格編】の違い

本資料で扱う「デザイン配慮事項」は、前述のように、全公園に共通して配慮すべき「共通のデザイン配慮事項」と公園特性ごとに特に配慮すべき「特性格のデザイン配慮事項」に分類して示す。

共通編では、前述した、特定の公園特性に限らず、共通的に配慮が必要と考えられる事項を「共通のデザイン配慮事項」として整理している。

特性格編では、各公園特性の特徴を踏まえたうえで、配慮が必要と考えられる事項を「特性格のデザイン配慮事項」として整理している。

## 2 デザイン配慮事項【共通編】

観光振興に資する都市公園が共通的に参考になると考えられる「共通のデザイン配慮事項」は、以下に示す 19 項目である。

表-3 ■「共通のデザイン配慮事項」 一覧

事業段階	共通のデザイン配慮事項
A：構想・計画段階	a-1：公園整備に係る <b>明確な方向性</b> の設定
	a-2：公園の <b>立地環境、周辺景観</b> への配慮
	a-3：公園整備のコンセプト実現化に向けた <b>関係機関との調整</b>
	a-4： <b>民間活力の導入</b> を可能とする制度・仕組みの導入
	a-5： <b>専門家等の参画</b> による公園整備の検討組織の設置
	a-6：公園整備の方向性やデザインコンセプト等の <b>継承</b>
B：設計・施工段階	b-1： <b>良好な眺望</b> が得られる視点場の整備
	b-2：公園の魅力を楽しめる <b>快適な回遊施設</b> （園路等）の整備
	b-3： <b>バリアフリー</b> に配慮した公園整備
	b-4：花卉等による魅力的な <b>植栽デザイン</b>
	b-5： <b>明るく開放的な緑環境</b> への再編・再整備
	b-6： <b>日本庭園の伝統技術・文化</b> を活かした施設整備
	b-7：公園の魅力向上に資する材料・工法・デザイン等の <b>ディテールの工夫</b>
	b-8： <b>最新技術の導入</b> による魅力的な施設整備
C：マネジメント段階	c-1：魅力の維持向上に資する <b>適切な植栽管理</b>
	c-2： <b>多様な主体の参画</b> による魅力的な公園の管理運営
	c-3：公園の魅力向上、賑わい創出に資する <b>イベント等の実施</b>
	c-4： <b>文化財等のリニューアル整備・活用</b> による新たな魅力の創造
	c-5： <b>市民参画</b> による <b>体験プログラムやイベント等</b> の実施

## 2-1 「A：構想・計画段階」のデザイン配慮事項

### 共通のデザイン配慮事項 a-1 公園整備に係る明確な方向性の設定

- ◆都市公園事業の初期段階である構想・計画段階においては、公園整備全体に係る方向性や方針等（コンセプト）を明確化することが重要である。方向性を明確化することで、その後の一貫した考え方に基づく設計・施工、マネジメントが実現し、ひいては、観光に資する質の高い公園づくりにつながる。
- ◆事業完了に時間を要し、関係する機関が多くなる規模の大きい都市公園においては、特に重要となる配慮事項である。

#### 実現化の手法

- ・公園基本計画等への公園整備の意義・目的・方向性の位置づけ
- ・関係機関での公園整備の方向性等の共有（整備・運営主体、利用に係る団体・組織）

### 共通のデザイン配慮事項 a-2 公園の立地環境、周辺景観への配慮

- ◆観光に資する質の高い都市公園をつくるためには、公園敷地内の魅力を高めることのみならず、公園が立地する場所の環境や景観に配慮して構想・計画し、公園周辺地域全体の魅力を高めることが重要である。また、白砂青松の景観の保全、再生等<sup>1)</sup>立地環境や周辺景観に配慮することは、その土地の特徴を生かした個性的で魅力的な公園づくりにつながる。

1)うみなかビジョン 2030, 国営海の中道海浜公園魅力向上推進協議会、R3年3月  
<http://www.qsr.mlit.go.jp/uminaka/pdf/vision/vision2030.pdf>\_2024.12.23 時点

#### 実現化の手法

- ・公園の計画目標や整備方針等への公園周辺の環境・景観の配慮項目の位置付け（国営海の中道海浜公園（福岡県福岡市））



写真提供：国営海の中道海浜公園事務所

■周辺の環境・景観をいかした国営海の中道海浜公園の全景

## 共通のデザイン配慮事項

### a-3 公園整備のコンセプト実現化に向けた関係機関との調整

- ◆公園整備において重要となる「コンセプト」の実現に向けては、当該事業の担当部局内だけにとどまらず、周辺環境（河川、運河、道路等）や関連事業（観光等）を所管する他部局・他機関との調整を図ることが重要となる場合が多い。特に公園敷地の周辺に豊かな自然環境や水辺等の魅力要素が存在する場合には、こうした魅力要素を公園整備に活かすべく、関係機関との調整を図ることが重要となる。

#### 実現化の手法

- ・関連他部局（道路、河川、港湾等）や民間企業等の関係機関との協議・調整

## 共通のデザイン配慮事項

### a-4 民間活力の導入を可能とする制度・仕組みの導入

- ◆公園のさらなる利便性や快適性の向上にあたっては、例えば、民間企業の運営による飲食店等の出店を認めるなど、民間活力の導入を図ることが有効である。

#### 実現化の手法

- ・「設置管理許可」「PFI 事業」「Park-PFI 事業」等、民間活力の導入を可能とする制度・仕組みの導入



■スターバックスコーヒー（富岩運河環水公園（富山県富山市））

## 共通のデザイン配慮事項

### a-5 専門家等の参画による公園整備の検討組織の設置

- ◆周辺に貴重な環境（自然的環境、歴史的環境など）が広がっている場合や、敷地が広大で地域社会・経済に与えるインパクトが大きい場合など、公園事業が周辺に与える影響が大きい場合には、公園事業の初期にあたる構想・計画段階から関連分野の専門家や市民から意見等を踏まえて、公園整備事業を進めていく事が有効である。

### 実現化の手法

- ・ 関連する学識者等の専門家、地元地域の代表者、関係機関等からなる会議体の設置・開催
- ・ 一般市民への意見聴取（アンケート調査等）

### 共通のデザイン配慮事項

#### a-6 公園整備の方向性やデザインコンセプト等の継承

- ◆ 観光に資する質の高い都市公園の整備にあたっては、公園事業の構想・計画段階において専門家等の意見も踏まえながら（共通のデザイン配慮事項 a-5）、明確な整備の方向性やデザインコンセプト等を設定（共通のデザイン配慮事項 a-1）することに加えて、設定した整備の方向性やデザインコンセプト等を適切に設計・施工に反映させるための検討・設計体制を構築することが重要となる。
- ◆ 規模の大きい都市公園の場合は、構想・計画から開園までに 10 年以上の期間を費やす場合もあり、その期間に様々な人や組織に係ることになるが、こうした場合には特に重要となる配慮事項である。

### 実現化の手法

- ・ 公園のデザインコンセプトの関係者間（発注者、設計者、施工者、関連部局・団体等）での共有と継承
- ・ デザインコンセプトを保持しつつ、社会情勢や財政事情等の時代の変化に柔軟かつ適切に対応すること

## 2-2 「B：設計・施工段階」のデザイン配慮事項

### 共通のデザイン配慮事項

### b-1 良好な眺望が得られる視点場の整備

- ◆「人々のレクリエーションの空間提供」「良好な都市景観の形成」は都市公園に求められる重要な役割であるが、こうした役割に照らして考えると、公園内に良好な眺望が得られる視点場を整備することは、都市公園の魅力を高める上で非常に重要であるといえる。また「良好な眺望」は人気の高い観光コンテンツでもあることから、観光に資する都市公園の整備においては特に重要となる。
- ◆公園の周辺に視対象となる良好な景観や自然環境が広がっている場合や、歴史的建造物等が立地している場合に特に重要となる配慮事項である。

#### 実現化の手法

- ・園内の多様な風景に対応した多様な視点場の整備
- ・周囲を見渡すことのできる高所への視点場の整備
- ・飲食店等の魅力施設と一体となった視点場の整備

#### ◆具体的な適用事例

##### 園内の多様な風景に対応した多様な視点場の整備（中之島公園）

堂島川と土佐堀川に囲まれた中之島公園（大阪府大阪市）では、水際にプライベート感が強く高所からの視点場や、河川の水面に大きく張り出した視点場など、空間スケールや高さの異なる多様な視点場を複数整備することで、多様な水辺景観（眺望）が楽しめるようにデザインされている。



- プライベート感が強い高所の視点場（左）、川の水面に大きく張り出した視点場（右）（中之島公園）

##### 飲食店等の魅力施設と一体となった視点場の整備（富岩運河環水公園）

富岩運河環水公園（富山県富山市）では園内の飲食施設（スターバックスコーヒー富山環水公園店）が快適で質の高い展望施設として観光的人気の一要因となっている。



■良好な視点場にもなっている富岩運河環水公園内の飲食施設（スターバックスコーヒー）

### 共通のデザイン配慮事項 b-2 公園の魅力を楽しめる快適な回遊施設（園路等）の整備

- ◆当該公園の敷地内に点在する個別の施設や空間を結び、公園内の景色を楽しめるような回遊施設（園路等）を整備することは、公園の魅力を高める上で重要である。特に、公園敷地が広く、園内に様々な施設や空間が点在しているような規模の大きい公園においては特に配慮が必要な事項である。

#### 実現化の手法

- ・ 景観を楽しめるような魅力的な回遊路の整備
- ・ 安全で分かりやすい園内回遊システムの整備



■万博記念公園（大阪府吹田市）の森の空中観察路

### 共通のデザイン配慮事項 b-3 バリアフリーに配慮した公園整備

- ◆国土交通省では 2006 年に「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準」を定めると共に、2008 年 1 月には「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」の策定（2012 年と 2022 年に改訂）を行っており、観光に資する都市公園の整備において、バリアフリーへの対応は必須事項である。

#### 実現化の手法

- ・ 公園内の物理的なバリアの改善・解消（段差解消、スロープ設置等）
- ・ 情報面、案内面でのバリアの改善・解消（バリアフリーマップ設置、音声ガイダンス整備等）

- ◆季節ごとに彩をもたらす花卉は、都市公園における大きな魅力要素の1つである。都市公園における人気の高い観光コンテンツであり、「花卉等による魅力的な植栽デザイン」は観光に資する都市公園づくりにおいて重要なデザイン配慮事項である。

### 実現化の手法

- ・多様な花卉（外来の花卉、日本在来の花卉）の活用
- ・バラ等の一般的に人気の高い花卉の活用
- ・当該地域に特徴的な植栽の活用

### ◆具体的な適用事例

#### バラ等の一般的に人気の高い花卉の活用

山下公園や港の見える丘公園（神奈川県横浜市）等のバラ園は、極めて人気の高い観光コンテンツである。



■港の見える丘公園のイングリッシュローズの庭

（出典：横浜市 HP、<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/koen/daihyoteki/kouen007.html> 2024.02.08 時点）

また、国営ひたち海浜公園（茨城県ひたちなか市）のネモフィラ等も極めて人気の高い花卉となっている。



■国営ひたち海浜公園のネモフィラ

## 共通のデザイン配慮事項

### b-5 明るく開放的な緑環境への再編・再整備

- ◆開園から年月の経った都市公園では、植栽が生い茂ることで緑環境が豊になる反面、園地が閉鎖的でうす暗い空間となってしまうことで、滞在の快適性を損ねてしまうことがある。こうした場合には、明るく開放的な緑環境となるように植栽を再編・再整備すると有効である。明るく開放的な緑とすることで、子どもでも安心して楽しめる環境を提供することができ、安全・安心な都市公園づくりの観点からも重要な配慮事項である。

#### 実現化の手法

- ・明るく開放的な空間、見通しがよく安全性の高い空間を目指した植栽の間引きや剪定、植替え、移植、芝生園地の整備等

## 共通のデザイン配慮事項

### b-6 日本庭園の伝統技術・文化を活かした施設整備

- ◆日本庭園は外国人旅行者を含めた観光客に人気の高い観光コンテンツであり、日本庭園を含む観光資源は非常に人気が高い。このため、観光に資する都市公園づくりにおいては、観光客に人気の高い日本庭園の伝統技術・文化を、公園づくりに活かすことが重要である。

#### 実現化の手法

- ・我が国伝統の枯山水や心字池等の庭園技術や手法の活用

## 共通のデザイン配慮事項

### b-7 公園の魅力向上に資する材料・工法・デザイン等のディテールの工夫

- ◆デザインに優れ、観光に資する都市公園づくりにおいては、共通のデザイン配慮事項 b-1～b-6 に示したような園内の施設配置や個別の広場や建物、植栽等のデザインのみならず、それぞれの施設や空間で使用する材料や工法を含めたディテールのデザイン（細部のデザイン）に工夫を凝らすことも重要である。
- ◆目立たない部分ではあるが、ディテールに工夫することで、空間の質が向上する場合が多くあるため、観光に資する都市公園の整備にあたって重要な配慮事項である。

#### 実現化の手法

- ・歴史的価値の高いファニチャー類の保存・活用
- ・景観を阻害しない転落防止柵等の付属物、工作物のデザイン（素材、形態、色彩、規模等）

- ◆具体的な適用事例

### 歴史的価値の高いファニチャー類の保存・活用（日比谷公園）

日比谷公園では、各年代につくられてきた質の高い装飾、ファニチャー類が現在も公園内に残っており、こうしたファニチャー類の多様性が景観の多様性、魅力に結びついている。



■デザイン性の高いベンチ



■歴史のある門柱（有楽門）

### 水辺への眺めを遮らない転落防止柵のデザイン（中之島公園）

堂島川、土佐堀川に囲まれている中之島公園では、園内からの川への眺めを考慮して、水際の転落防止柵がシンプルで透過性の高い素材、デザインとなっており、公園の景観的魅力を高めている。



■水辺への眺めを遮らない転落防止柵（中之島公園）

## 共通のデザイン配慮事項

### b-8 最新技術の導入による魅力的な施設整備

- ◆公園の魅力高める上では、最新の技術を活用することも重要である。最新技術を導入することで、従来にはできなかった施設や空間、サービスを利用者に提供することが可能となる。

#### 実現化の手法

- ・公園内の各種施設整備における最新技術の活用

#### ◆具体的な適用事例

##### 最新技術の導入による柱のない臨場感あふれる水槽の実現（国営沖縄記念公園海洋博覧会地区）

『国営沖縄記念公園海洋博覧会地区に 2002 年に供用した「沖縄美ら海水族館」では、巨大水槽「黒潮の海」に高さ 8.2m、幅 22.5m、厚さ 60 cmの世界最大の巨大アクリルパネルを採用

しており、柱が一本もない臨場感あふれる水槽が実現されている。

このパネルには、パネルを積層して厚みを出す接着技術、接着剤の硬化時に強度を増す熱処理技術、1枚20tのパネル7枚を現場で接着して水槽躯体に接合する施工技術等が詰め込まれており、当該パネルは当時、世界最大のものとしてギネスブックに認定されたと共に、第1回ものづくり日本大賞内閣総理大臣賞（2005年）を受賞している。』<sup>2)</sup>

2) 「ものづくり日本大賞」（経済産業省）(<https://www.monodzukuri.meti.go.jp/backnumber/01/04.html>\_2024.12.23時点)の文章を編集して作成



■沖縄美ら海水族館の巨大水槽「黒潮の海」の亚克力パネル

## 2-3 「C：マネジメント段階」のデザイン配慮事項

### 共通のデザイン配慮事項

#### c-1 魅力の維持向上に資する適切な植栽管理

- ◆観光に資する都市公園づくりにおいては、利用者に人気の高い花卉などの植栽の魅力を高めることは非常に重要であり（共通の配慮事項 b-4、b-5 参照）、事業の管理・運営段階においては、園内の植栽を場所や樹種等の特性に応じて適切に管理していくことが重要となる。適切な植栽の維持管理を行うことで、公園の利用上の価値はより一層向上し、公園の観光的人気の獲得につながる。

#### 実現化の手法

- ・古くから守り、育てられてきた貴重な樹木等の維持・保全
- ・眺望確保を意図した樹木の剪定
- ・季節感を意識した植栽の維持管理

### 共通のデザイン配慮事項

#### c-2 多様な主体の参画による魅力的な公園の管理運営

- ◆都市公園の観光的魅力を高める上では、公園の管理・運営に市民、NPO、民間企業等の多様な主体の参画を促すことで、公園の利便性や滞在快適性の向上、活用促進を図っていくことが有効である。
- ◆具体的には、一般市民や地域の NPO 等による公園の管理運営への参画や都市公園法改正（2017 年）により新設された Park-PFI（公募設置管理制度）を活用した民間企業等による営利施設（飲食店等）の出店・開業などが挙げられる。

#### 実現化の手法

- ・公園ボランティアや NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との協働による公園の管理運営
- ・「設置管理許可」「PFI 事業」「Park-PFI 事業」等の活用による園内施設の管理・運営における民間活力の導入



■設置管理許可を活用したスターバックスコーヒー（富岩運河環水公園（富山県富山市））

## 共通のデザイン配慮事項

### c-3 公園の魅力向上、賑わい創出に資するイベント等の実施

- ◆観光に資する都市公園づくりにおいては、公園の魅力向上、賑わい創出に向けたイベント等を定期的に開催することが有効である。イベントを開催することで、公園の新たな魅力が一般市民に広まり、あらたな利用者の獲得につながる。

#### 実現化の手法

- ・定常的な利活用促進、賑わい創出を目指したイベントの開催
- ・大規模な集客イベントの開催、季節ごとのイベントの開催  
(水元公園(東京都葛飾区)では地域活性化事業としてイベントを実施 (出典：葛飾区 HP、[https://www.city.katsushika.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/003/562/6\\_zigyoutirann.pdf](https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/562/6_zigyoutirann.pdf) \_2024.12.23 時点)

## 共通のデザイン配慮事項

### c-4 文化財等のリニューアル整備・活用による新たな魅力の創造

- ◆敷地内に文化財等の歴史的価値の高い施設等を有している都市公園においては、リニューアル整備等により、当該施設の利活用を図ることが有効である。
- ◆2019年4月1日施行の改正文化財保護法では新たなスキームとして「地域における文化財の総合的な保存・活用」を掲げており、文化財をまちづくり等に積極的に活かしつつ継承していく事が示されている。このため、都市公園事業においても、こうした文化財行政の流れに呼応して、園内に文化財等がある場合にはこれを積極的に活用し、公園の利活用促進を図っていく事が重要である。

#### 実現化の手法

- ・文化財等の一般公開に向けた利便性、安全性向上のための各種リニューアル整備

## 共通のデザイン配慮事項

### c-5 市民参画による体験プログラムやイベント等の実施

- ◆観光に資する都市公園づくりにおいては、地域住民等の市民が運営に参画して、公園内での体験プログラムやイベント等を実施することも有効である。地域住民等がイベント運営に参画することで、地域コミュニティの醸成、一般市民の公園への愛着の醸成を図ることができ、ひいては公園そのものの魅力向上にもつながる。

#### 実現化の手法

- ・市民ボランティアによる体験会や教室・講座等の開催
- ・当該公園をフィールドとする市民団体の設立・活動 (イベント開催、情報発信等)  
(水元公園では地域活性化事業としてイベントを実施 (出典：葛飾区 HP、[https://www.city.katsushika.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/003/562/6\\_zigyoutirann.pdf](https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/562/6_zigyoutirann.pdf) \_2024.12.23 時点))

### 3 デザイン配慮事項【特性格編】

観光振興に資する都市公園の特性に応じて参考になると考えられる「特性格のデザイン配慮事項」は下表に示す 28 項目である。

表-4 ■「特性格のデザイン配慮事項」 一覧 (1/2)

都市公園の特性	事業段階	デザイン配慮事項【特性格】
Ⅰ 都市のセントラルパーク	A：構想・計画段階	I-a-1：多様な利用者による多様な利用を考慮した公園敷地の全体計画の策定
		I-a-2：都市の歴史・文化を踏まえた構想・計画の策定
		I-a-3：周辺の都市景観の向上に資する構想・計画の策定
		I-a-4：公園の多様な活用に資する仕組み・制度の導入
	B：設計・施工段階	I-b-1：多様な利用者による多様な利用を考慮した空間デザイン
		I-b-2：周辺の都市景観と調和した公園施設のデザイン
	C：マネジメント段階	I-c-1：多様な利用者による多様な利用を考慮したパークマネジメント
Ⅱ 総合的な歴史文化公園	A：構想・計画段階	Ⅱ-a-1：歴史文化の発信拠点、観光拠点を旨とした全体構想・計画の策定
	B：設計・施工段階	Ⅱ-b-1：歴史的建造物のリノベーション（活用に向けた保存・改修）
	C：マネジメント段階	Ⅱ-c-1：外国人観光客も含めた多様な利用者に対するサービスの向上
Ⅲ 郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園	A：構想・計画段階	Ⅲ-a-1：従来からの自然環境の保全・活用に配慮した構想・計画の策定
	B：設計・施工段階	Ⅲ-b-1：芝生等に覆われた広大な緑のオープンスペースの整備
		Ⅲ-b-2：ビスタを取り入れたランドスケープデザイン
		Ⅲ-b-3：在来生物の生育環境の保全・再生
		Ⅲ-b-4：広大な公園敷地内を快適に巡るための回遊施設（園路等）のデザイン
		Ⅲ-b-5：潜在自然植生の復元・再生によるランドスケープデザイン
		Ⅲ-b-6：広大な公園のランドマークとなる施設の改修・整備
	C：マネジメント段階	Ⅲ-c-1：市民参画によるパークマネジメント

表-5 ■「特性格のデザイン配慮事項」 一覧 (2/2)

都市公園の特性	事業段階	デザイン配慮事項【特性格】
IV 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園	A：構想・計画段階	IV-a-1：立地条件、自然条件を生かした公園構想・計画の策定
	B：設計・施工段階	IV-b-1：海への眺望確保と周辺景観との調和に配慮した施設デザイン
	C：マネジメント段階	IV-c-1：民間活力の導入によるパークマネジメント IV-c-2：国内外への公園の積極的な情報発信
V テーマを重視した公園	A：構想・計画段階	V-a-1：明確なデザインコンセプトの設定と、コンセプトを事業化するための実施体制の構築
	B：設計・施工段階	V-b-1：デザインコンセプトを象徴する公園施設デザイン
VI 眺望に優れた公園	A：構想・計画段階	VI-a-1：当該都市に特徴的な眺望が得られる場所への公園の整備（敷地選定）
	B：設計・施工段階	VI-b-1：眺望を楽しむ良好な視点場としての展望台の整備
VII 歴史的な庭園	A：構想・計画段階	VII-a-1：様々な分野の専門家からの意見を十分に踏まえた整備計画の策定
	B：設計・施工段階	VII-b-1：綿密な発掘調査を基にした、伝統的な様式、技法・工法、材料による再現性の高い修復整備

### 3-1 「I 都市のセントラルパーク」のデザイン配慮事項

「I：都市のセントラルパーク」の特徴は、多くの場合は当該都市の中心部に位置し、当該都市のシンボルとなっていることである。またそれがゆえに、周辺居住者、周辺勤務者、当該市内からの来街者、外国人旅行者も含めた遠方からの観光客など、多様な利用者によって多様な使われ方がされる点も特徴である。

上記のような特徴をもつ「I：都市のセントラルパーク」のデザイン配慮事項は、下表に示す7項目である。

表-6 ■デザイン配慮事項一覧

都市公園の特性	事業段階	デザイン配慮事項【特性格】
I 都市のセントラルパーク	A：構想・計画段階	I-a-1：多様な利用者による多様な利用を考慮した公園敷地の全体計画の策定
		I-a-2：都市の歴史・文化を踏まえた構想・計画の策定
		I-a-3：周辺の都市景観の向上に資する構想・計画の策定
		I-a-4：公園の多様な利活用に資する仕組み・制度の導入
	B：設計・施工段階	I-b-1：多様な利用者による多様な利用を考慮した空間デザイン
		I-b-2：周辺の都市景観と調和した公園施設のデザイン
	C：マネジメント段階	I-c-1：多様な利用者による多様な利用を考慮したパークマネジメント

都市公園の特性	I 都市のセントラルパーク	事業段階	A 構想・計画段階
デザイン配慮事項	I-a-1 多様な利用者による多様な利用を考慮した公園敷地の全体計画の策定		

- ◆都市の中心部に位置し、交通利便性の高いという立地特性を有する「都市のセントラルパーク」は、市民、就業者、観光客等の多様な利用者によって、休息・休憩、レクリエーション、運動、文化活動、イベント等、様々なかたちで利用される。このため、都市のセントラルパークにおいては、こうした多様な利用者による多様な利用のされ方を想定して、公園敷地の全体計画を策定することが重要である。

#### 実現化の手法

- ・多様性を意図した全体計画（ゾーニング、植栽、施設、景観等）の策定

都市公園の特性	I 都市のセントラルパーク	事業段階	A 構想・計画段階
デザイン配慮事項	I-a-2 都市の歴史・文化を踏まえた構想・計画の策定		

- ◆都市中心部に位置する「都市のセントラルパーク」の場合、公園周辺に当該都市を代表するような歴史的環境・景観が広がっている又は、歴史・文化施設が立地していることが多い。このような場合においては、周辺の歴史的環境や景観に配慮して、公園整備の構想・計画を策定することが重要である。

#### 実現化の手法

- ・計画目標やコンセプト等への明確な位置づけ（都市の歴史・文化に配慮することを公園の計画目標や整備方針に位置づけることや、その実現に向けて関係機関の協議・調整を行うこと）

都市公園の特性	I 都市のセントラルパーク	事業段階	A 構想・計画段階
デザイン配慮事項	I-a-3 周辺の都市景観の向上に資する構想・計画の策定		

- ◆「都市のセントラルパーク」は当該都市の“顔”となる都市中心部に位置するため、当該都市の景観イメージに大きな影響を与えることとなる。このためその整備にあたっては、公園自体の魅力やデザインを質の高いものとするのみならず、公園周辺に広がる都市景観の質的向上にも資することが重要となる。
- ◆周辺景観への配慮は、「共通のデザイン配慮事項 a-2 公園の立地環境、周辺景観への配慮」にも示したように、全タイプの都市公園に共通して配慮すべき事項であるが、上記の理由から「都市のセントラルパーク」では特に重要な事項である。

### 実現化の手法

- ・都市の景観的特徴（景観軸、眺望等）を取り入れた公園計画  
（都市のランドマークを景観軸に取り入れる等）
- ・周辺都市空間との景観的な一体性・連続性の確保を意識した公園計画  
（都市と公園、港等の景観の一体性の確保等）

#### 都市公園の特性

I 都市のセントラルパーク

#### 事業段階

A 構想・計画段階

#### デザイン配慮事項

I-a-4 公園の多様な利活用に資する仕組み・制度の導入

- ◆当該都市の中心部に位置する「都市のセントラルパーク」では、その立地的特性から市民、就業者、観光客等の様々な利用者によって、休憩、レクリエーション、イベント等の様々な利用・活用がなされる。このため、公園の構想・計画段階において、こうした多様な利活用を想定した柔軟な公園管理・運営の仕組みの導入することが特に重要となる。

### 実現化の手法

- ・様々なノウハウを持った民間事業者等の参画を促す仕組みの導入

#### 都市公園の特性

I 都市のセントラルパーク

#### 事業段階

B 設計・施工段階

#### デザイン配慮事項

I-b-1 多様な利用者による多様な利用を考慮した空間デザイン

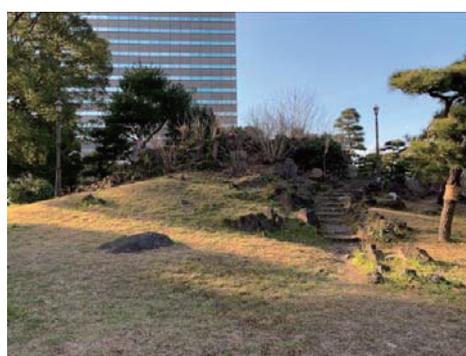
- ◆当該都市の中心部に位置する「都市のセントラルパーク」の特徴は、多様な利用者による多様な利用が行われることであり、その整備にあたってはこうした多様な利用を可能とするような空間デザインが重要となる。

### 実現化の手法

- ・適切なゾーニングによる多様性のある空間の創出
- ・歴史、自然、賑わいなどの多様な景観的魅力の創出



心字池



三笠山

■日比谷公園では西洋式の園路区画の中に日本的な池、築山をうまく配置し多様性を創出

都市公園の特性	I 都市のセントラルパーク	事業段階	B 設計・施工段階
デザイン配慮事項	I-b-2 周辺の都市景観と調和した公園施設のデザイン		

◆当該都市の中心部に位置する「都市のセントラルパーク」の特徴は、当該都市の顔となるような中心部の重要な場所に位置していることである。このため園内施設の設計にあたっては、施設自体の魅力やデザインを質の高いものとするのみならず、公園周辺の都市景観との調和を図ることで、都市全体の景観向上に資することが特に重要となる。

### 実現化の手法

- ・ 周辺景観と調和した園内施設のデザイン（色彩、意匠、規模、配置等）
- ・ 周辺の歴史性や場所性を取り入れた園内施設のデザイン（色彩、意匠、規模、配置等）



■波の古典文様を取り入れたアルミデッキ（中之島公園）



■大阪市中央公会堂前道路の歩行者空間化（中央公会堂へのビスタ空間を歩行者に開放）

都市公園の特性	I 都市のセントラルパーク	事業段階	C マネジメント段階
デザイン配慮事項	I-c-1 多様な利用者による多様な利用を考慮したパークマネジメント		

◆都市中心部に位置する「都市のセントラルパーク」では、その立地的特性から市民、就業者、観光客等の多様な利用者によって、休憩、レクリエーション、イベント等の多様な利用・活用がなされる。「共通のデザイン配慮事項このため、公園のマネジメント段階において、「多様な利用者による多様な利用」に資するような魅力的な運営（マネジメント）を行うことが特に重要となる。

- ◆公園利用者が楽しめるイベント等の実施は、「共通のデザイン配慮事項 c-3 公園の魅力向上、賑わい創出に資するイベント等の実施」に示したように、公園タイプに関わらず観光に資する都市公園で共通的に適用することが望まれるが、上記の理由から「都市のセントラルパーク」では特に重要な事項である。

#### 実現化の手法

- ・様々なアクティビティを楽しめる多種多様なイベント等の実施

### 3-2 「Ⅱ 総合的な歴史文化公園」のデザイン配慮事項

「Ⅱ：総合的な歴史文化公園」の特徴は、園内に当該都市を代表するような様々な歴史文化施設や文化財等が点在し、当該都市の歴史・文化・芸術の森、歴史文化の観光拠点・情報発信拠点となっていることである。またそれがゆえに利用者は多様であり、周辺居住者のみならず外国人旅行者も含めた遠方からの観光客の利用も多い（誘致圏が広い）。

上記のような特徴をもつ「Ⅱ：総合的な歴史文化公園」のデザイン配慮事項は、以下に示す 3 項目である。

都市公園の特性	Ⅱ 総合的な歴史文化公園	事業段階	A 構想・計画段階
デザイン配慮事項	Ⅱ-a-1 歴史文化の発信拠点、観光拠点を目指した全体構想・計画の策定		

◆当該都市の歴史・文化・芸術の森としての役割を有する「Ⅱ 総合的な歴史文化公園」では、事業初期にあたる公園の構想・計画段階において、歴史文化の発信拠点、観光拠点を目指した全体構想・計画を策定することが重要である。

#### 実現化の手法

- ・歴史文化施設の公園内への誘致・開設
- ・歴史文化施設の魅力を高めるための適切な事業手法の導入



恩賜上野動物園



東京都美術館



東京国立博物館



国立科学博物館



上野の森美術館



東京文化会館

■上野恩賜公園（東京都台東区）内の文教施設（一部）

都市公園の特性	Ⅱ 総合的な歴史文化公園	事業段階	B 設計・施工段階
デザイン配慮事項	Ⅱ-b-1 歴史的建造物のリノベーション（活用に向けた保存・改修）		

- ◆当該公園内に文化財等の歴史的価値の高い建造物がある場合には、こうした歴史的建造物の観光活用に向けて、施設のリノベーションを行うことが有効である。
- ◆文化財を活用した観光拠点形成は、国の観光施策の重要な柱にもなっており、公園内の歴史的建造物の保存・活用を図ることは重要な事項である。

#### 実現化の手法

- ・歴史的建造物の価値を損なわないような保存・改修（リノベーション）
- ・歴史的建造物のリノベーションによる新たな魅力の創出（飲食店、イベント会場等）  
（外観を変更することなく各種工事の実施（参考：けんせつ Plaza、<https://www.kensetsu-plaza.com/kiji/post/24399>、2024.02.10 時点））

都市公園の特性	Ⅱ 総合的な歴史文化公園	事業段階	C マネジメント段階
デザイン配慮事項	Ⅱ-c-1 外国人観光客も含めた多様な利用者に対するサービスの向上		

- ◆園内に様々な歴史文化施設を有する「Ⅱ 総合的な歴史文化公園」は、海外も含めて広域からの観光客の利用も多く、また子どもや高齢者、障害者等の利用も想定される。このため、外国人観光客を含めたこうした様々な利用者に対するサービスを向上させることが特に重要となる。

#### 実現化の手法

- ・公園の案内、解説等における多言語対応の充実（多言語表記、多言語音声ガイド等）
- ・デジタル技術を活用した案内、情報発信（QRコードの活用、デジタルサイネージなど）
- ・料金所や売店などにおけるキャッシュレス決済、ネット決済の充実

### 3-3 「Ⅲ 郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園」のデザイン配慮事項

「Ⅲ：郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園」の特徴は、従前は豊かな自然環境が残っていた都市郊外に位置し、敷地規模が比較的大きいことである。また都市郊外に位置しているため、当該都市周辺の居住者を中心とする多様な利用者が、日常的なレクリエーションや広域からの日帰り観光を目的として利用する都市公園である。

上記のような特徴をもつ「Ⅲ：郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園」のデザイン配慮事項は、下表に示す8項目である。

表-7 ■デザイン配慮事項一覧

都市公園の特性	事業段階	デザイン配慮事項【特性格】
Ⅲ 郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園	A: 構想・計画段階	Ⅲ-a-1: 従来からの自然環境の保全に配慮した構想・計画の策定
	B: 設計・施工段階	Ⅲ-b-1: 芝生等に覆われた広大な緑のオープンスペースの整備
		Ⅲ-b-2: ビスタ(通景)を取り入れたランドスケープデザイン
		Ⅲ-b-3: 在来生物の生育環境の保全・再生
		Ⅲ-b-4: 広大な公園敷地内を快適に巡るための回遊施設(園路等)のデザイン
		Ⅲ-b-5: 潜在自然植生の復元・再生によるランドスケープデザイン
	Ⅲ-b-6: 広大な公園のランドマークとなる施設の改修・整備	
C: マネジメント段階	Ⅲ-c-1: 市民参画によるパークマネジメント	

都市公園の特性	Ⅲ 郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園	事業段階	A 構想・計画段階
デザイン配慮事項	Ⅲ-a-1 従来からの自然環境の保全に配慮した構想・計画の策定		

- ◆「Ⅲ：郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園」は、公園計画地や周辺に豊かな自然環境が残っている場合が多い。このため、こうした従来からの自然環境の保全に配慮して公園の構想・計画を策定することが重要である。
- ◆周辺環境への配慮は、「共通のデザイン配慮事項 a-2 公園の立地環境、周辺景観への配慮」に示したように、公園タイプに関わらず観光に資する都市公園で共通的に配慮が望まれる事項であるが、上記の理由から「郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園」では特に重要な事項である。

### 実現化の手法

- ・“従来からの自然環境の継承・創出”の公園全体計画への位置づけ
- ・“既存樹木の保全・活用”の公園全体計画への位置づけ



■従来からの自然環境である水郷の環境・景観をいかした水元公園

都市公園の特性	Ⅲ 郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園	事業段階	B 設計・施工段階
デザイン配慮事項	Ⅲ-b-1 芝生等に覆われた広大な緑のオープンスペースの整備		

- ◆「芝生広場」や「原っぱ」など、公園内の緑のオープンスペースは人気の高いコンテンツとなっている。このため、広大な敷地を有していることの多い「Ⅲ：郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園」の整備にあたっては、広大な敷地を活かして芝生等に覆われた広大な緑のオープンスペースを整備することが有効である。

### 実現化の手法

- ・様々な利用が可能な広大な芝生等の広場の整備（国営昭和記念公園のみんなの原っぱ（参考：国営昭和記念 HP、<https://www.showakinen-koen.jp/facility/facility-381/>、2024.02.12 時点））
- ・広場を彩るシンボルツリーや花卉等の整備

都市公園の特性	Ⅲ 郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園	事業段階	B 設計・施工段階
デザイン配慮事項	Ⅲ-b-2 ビスタを取り入れたランドスケープデザイン		

◆ビスタは、国営昭和記念公園の立川ゲートの入口正面などに用いられている、人気の高い造景手法である。

『ビスタとは、ある視点から視線が誘導されていくように何らかの「枠（わく）がまえ」がなされた見通景（みとおしけい）であり、古くから使われてきた造園手法の一つである。具体的には、入口正面から一直線に伸びるカナル（全長：約 200m）を設置し、カナルの両側に散歩道を配し、その外側はそれぞれ 2 列の並木とする。並木道の樹木は葉が重なり合ってまとまった緑の面を形成し、人の視線を効果的に正面の奥へと誘導する。それにつれて視線は正面奥の焦点へ、すなわち噴水の台座に立つブロンズ製のモニュメントへと注がれる。』<sup>3)</sup>

「Ⅲ：郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園」においては、その広大な敷地を活かして、公園内の景観スポット、写真撮影スポットとして、ビスタを取り入れたランドスケープデザインを展開することが有効である。

3)出典：半田真理子(2013)：国営昭和記念公園におけるランドスケープ遺産の意味—黎明期の公園づくりからの考察—，ランドスケープ研究 77(2),154,日本造園学会



■国営昭和記念公園のビスタをとり入れたランドスケープ

#### 実現化の手法

- ・ビスタを形成する直線状の並木、遊歩道、水路等の整備

都市公園の特性	Ⅲ 郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園	事業段階	B 設計・施工段階
デザイン配慮事項	Ⅲ-b-3 在来生物の生育環境の保全・再生		

- ◆「Ⅲ：郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園」は、公園計画地や周辺に豊かな自然環境が残っている場合が多い。このため、在来生物の生育環境の保全・再生に配慮することが特に重要となる。

#### 実現化の手法

- ・在来生物の生育環境の保全・再生のための施設整備
- ・在来生物の生育環境の保全・再生に向けた関連団体との協議・調整

都市公園の特性	Ⅲ 郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園	事業段階	B 設計・施工段階
デザイン配慮事項	Ⅲ-b-4 広大な公園敷地内を快適に巡るための回遊施設（園路等）のデザイン		

- ◆「Ⅲ：郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園」は敷地が広大な場合が多い。このため、観光に資する公園整備にあたっては、広い公園内の敷地を快適に楽しみながら巡れるように、園路等の回遊施設の質を高めることが重要となる。
- ◆回遊施設（園路等）のデザインは、「共通のデザイン配慮事項 b-2 公園の魅力を楽しめる快適な回遊施設（園路等）の整備」にも示したように、全タイプの都市公園に共通して配慮すべき事項であるが、「郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園」は敷地が広く園内に様々な魅力スポットを有しているため、当該タイプの都市公園では特に重要な配慮事項である。

#### 実現化の手法

- ・利用者の立場に立った安全で快適な回遊ネットワークの整備
- ・誰にも分かりやすい園路の整備
- ・公園の魅力を移動しながら体験できるような回遊動線の整備



■万博記念公園（大阪府吹田市）の森の空中観察路

都市公園の特性	Ⅲ 郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園	事業段階	B 設計・施工段階
デザイン配慮事項	Ⅲ-b-5 潜在自然植生の復元・再生によるランドスケープデザイン		

- ◆「Ⅲ：郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園」は、従前は豊かな自然環境が広がっていた場所に整備される場合も多い。このため、当該タイプの公園整備にあたっては、潜在自然植生の復元・再生に配慮したランドスケープデザインを行うことが重要となる。
- ◆潜在自然植生の復元・再生は、近年の国土政策の重要トピックの1つである「グリーンインフラ」の質を高める上でも重要であり、その意味においても重要な配慮事項である。

#### 実現化の手法

- ・既存の表土の保全・活用による潜在自然植生の復元・再生（既存の表土を活用した例：国営昭和記念公園（参考：国営昭和記念公園 HP、<https://www.showakinen-koen.jp/facility/facility-715/>、2024.02.15時点））
- ・育成年次プログラムに基づく長期的・計画的なエコロジー緑化
- ・利用者の活動（利用のしやすさ）にも配慮した緑環境のデザイン

都市公園の特性	Ⅲ 郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園	事業段階	B 設計・施工段階
デザイン配慮事項	Ⅲ-b-6 広大な公園のランドマークとなる施設の改修・整備		

- ◆「Ⅲ：郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園」は敷地が広大で、園内に様々な施設や空間がある場合が多い。多様な施設や空間の存在は公園利用者にとっては魅力的ではあるが、その一方で、多様であるがゆえに利用者にとっての当該公園のイメージが不明瞭で漠然としたものになってしまうことが危惧される。このため当該タイプの都市公園においては、利用者に対して公園のイメージを分かりやすく発信するために、ランドマークとなる施設を整備することが有効である。

#### 実現化の手法

- ・芸術家との協働による公園のランドマークの整備



■モエレ沼公園のプレイマウンテン

都市公園の特性	Ⅲ 郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園	事業段階	C マネジメント段階
デザイン配慮事項	Ⅲ-c-1 市民参画によるパークマネジメント		

- ◆「Ⅲ：郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園」は当該都市周辺の居住者を中心とする利用者が日常的なレクリエーションの場として利用することも多い。このため、こうした市民に対して公園の管理運営への参画を促すことは、当該都市における公園の愛着を醸成し、その魅力を高める上で特に重要である。
- ◆市民参画によるイベント等の実施については、「共通のデザイン配慮事項 c-5 市民参画による体験プログラムやイベント等の実施」にも示したように全タイプの都市公園に共通して配慮すべき事項であるが、「郊外型の魅力あるレクリエーションの場となる公園」は周辺の居住者による日常的な利用機会も多いと考えられるため、当該タイプの都市公園において特に重要な配慮事項である。

#### 実現化の手法

- ・市民団体との協働による各種体験プログラム（観察会、体験教室、ウォーキング等）やイベント等の実施
- ・市民ボランティアとの協働による植栽管理や環境保全活動等の実施

### 3-4 「IV 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園」のデザイン配慮事項

「IV：自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園」の特徴は、豊かな自然環境が広がるなど風光明媚な場所に位置し、敷地規模が比較的大きいことである。また都市郊外に位置しているものであっても観光拠点ともなっているため、園内には文化・スポーツ・レクリエーション等に係る様々な施設が立地しており、レジャー・リゾートを目的とした広域からの観光客等の利用も多い。

上記のような特徴をもつ「IV：自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園」のデザイン配慮事項は、以下に示す4項目である。

都市公園の特性	IV 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園	事業段階	A 構想・計画段階
デザイン配慮事項	IV-a-1 立地条件、自然条件を生かした公園構想・計画の策定		

- ◆「IV 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園」は豊かな自然環境が広がるなど風光明媚な場所に位置している場合が多い。このため、こうした立地上の魅力・特徴を公園利用者に体験してもらえるような全体計画を検討・策定することが特に重要となる。
- ◆公園の立地環境や周辺景観への配慮は、「共通のデザイン配慮事項 a-2 公園の立地環境、周辺景観への配慮」に示したように、公園タイプに関わらず観光に資する都市公園で共通的に配慮が望まれる事項であるが、上記の理由から「IV 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園」では特に重要な事項である。

#### 実現化の手法

- ・周辺の豊かな自然環境・景観を活かすことを基本とした公園計画
- ・地域全体の振興・魅力向上に資する公園計画



写真提供：国営海の中道海浜公園事務所

■国営海の中道海浜公園の全景

都市公園の特性	IV 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園	事業段階	B 設計・施工段階
デザイン配慮事項	IV-b-1 海への眺望確保と周辺景観との調和に配慮した施設デザイン		

- ◆「IV 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園」の特徴は、豊かな自然環境が広がるなど風光明媚な場所に位置していることである。このため、観光に資する公園づくりにおいては、こうした風光明媚な環境を活かし、また周辺の環境・景観との調和を図ることが重要である。
- ◆公園周辺景観への配慮は、「共通のデザイン配慮事項 a-2 公園の立地環境、周辺景観への配慮」に示したように、公園タイプに関わらず観光に資する都市公園で共通的に配慮が望まれる事項であるが、上記の理由から「IV 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園」では特に重要な事項である。

#### 実現化の手法

- ・海への眺望を楽しめるような施設デザイン
- ・周辺の自然景観と調和した施設デザイン（意匠、色彩、素材、規模、配置等）
- ・地場産材を活用した施設整備



■周辺景観と調和した沖縄美ら海水族館

都市公園の特性	IV 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園	事業段階	C マネジメント段階
デザイン配慮事項	IV-c-1 民間活力の導入によるパークマネジメント		

- ◆「IV 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園」には文化・スポーツ・レクリエーション等に係る様々な施設が立地する 경우가多いが、こうした施設は民間企業が有するノウハウや資金を活用することでその魅力が高まることも多い。このため、「IV 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園」では民間活力の導入によるパークマネジメントが特に重要となる。

- ◆公園の管理・運営への民間活力の導入は、「共通のデザイン配慮事項 a-4 民間活力の導入を可能とする制度・仕組みの導入」「共通のデザイン配慮事項 c-2 多様な主体の参画による魅力的な公園の管理運営」に示したように、公園タイプに関わらず観光に資する都市公園で共通的に配慮が望まれる事項であるが、上記の理由から「IV 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園」では特に重要な事項である。

#### 実現化の手法

- ・民間活力の導入による収益施設等（ホテルやマリーナ等）の整備・運営（「設置管理許可」「PFI 事業」「Park-PFI 事業」等の事業手法の活用）

都市公園の特性	IV 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園	事業段階	C マネジメント段階
デザイン配慮事項	IV-c-2 国内外への公園の積極的な情報発信		

- ◆「IV 自然・文化等を生かした海洋型のリゾート公園」には、海外からの旅行者を含め、レジャー・リゾートを目的とした広域からの観光客等の利用が多い。このため、国内外への公園の積極的な情報発信が特に重要である。

#### 実現化の手法

- ・国際的なイベントの誘致
- ・公園 WEB サイトの多言語化、SNS や動画を活用した情報発信

### 3-5 「V テーマを重視した公園」のデザイン配慮事項

「V：テーマを重視した公園」の特徴は、アートなど、特定のテーマや目的を伴って整備されたことである。また、市民や観光客等の多様な利用者がレクリエーションや教育・学習・鑑賞を目的に利用する場合が多い点も特徴である。

上記のような特徴をもつ「V：テーマを重視した公園」のデザイン配慮事項は、以下に示す2項目である。

都市公園の特性	V テーマを重視した公園	事業段階	A 構想・計画段階
デザイン配慮事項	V-a-1：明確なデザインコンセプトの設定と、コンセプトを事業化するための実施体制の構築		

- ◆「テーマを重視した公園」は、アートなどの特定のテーマや目的を伴って整備されるため、そのテーマや目的が公園のデザインに大きく影響する。このためその整備にあたっては、必要に応じて当該分野の専門家の協力も得ながら、その公園固有のデザインコンセプトを決定し、それを具現化するための組織体制を整えることが極めて重要となる。
- ◆明確なデザインコンセプトの設定については、「共通のデザイン配慮事項 a-1 公園整備に係る明確な方向性の設定」にも示したように、全タイプの都市公園に共通して配慮すべき事項であるが、上記の理由から「テーマを重視した公園」では特に重要な事項である。

#### 実現化の手法

- ・当該分野の専門家（芸術家等）との協働によるデザインコンセプトの検討・策定
- ・デザインコンセプトの実現化に向けた適切な事業実施体制の構築・運営

都市公園の特性	V テーマを重視した公園	事業段階	B 設計・施工段階
デザイン配慮事項	V-b-1：デザインコンセプトを象徴する公園施設デザイン		

- ◆「V テーマを重視した公園」の特徴は、アートなどの特定のテーマや目的を伴って整備されたことであり、その実現のためには、当該公園のテーマやデザインコンセプトを象徴すると共に、これを利用者にわかりやすく伝え、体験してもらうためのシンボリックな施設を整備することが重要となる。

#### 実現化の手法

- ・当該公園のテーマを象徴するシンボリックな施設デザイン

### 3-6 「VI 眺望に優れた公園」のデザイン配慮事項

「VI：眺望に優れた公園」の特徴は、周辺の街並みや建築物、橋梁等の人工物、海や山岳、渓谷等の自然地物等、当該都市を代表するような眺望が得られる場所に立地し、その眺望を楽しむことである。

上記のような特徴をもつ「VI：眺望に優れた公園」のデザイン配慮事項は、以下に示す2項目である。

都市公園の特性	VI 眺望に優れた公園	事業段階	A 構想・計画段階
デザイン配慮事項	VI-a-1：当該都市に特徴的な眺望が得られる場所への公園の整備 (敷地選定)		

- ◆「VI 眺望に優れた公園」の特徴は、眺望が得られる場所に立地し、その眺望を楽しむことであり、その実現のためには、構想・計画段階において、特徴的な眺望が得られる敷地を公園予定地に選定することが極めて重要となる。

#### 実現化の手法

- ・山や海、港や歴史的建造物等、当該地域に特徴的な自然地物や空間・施設への眺望が得られる場所への公園の設置・整備
- ・山頂や台地上等、当該地域を見下ろすことができる高台への公園の設置・整備

#### ◆具体的な適用事例

山や海、港や歴史的建造物等、当該地域に特徴的な自然地物や空間・施設への眺望が得られる場所への公園の設置・整備（山下公園）

山下公園（神奈川県横浜市）からは、パノラマで港の横浜ベイブリッジや大さん橋、行き交う船の姿を楽しむことができるほか、みなとみらい地区や赤レンガ倉庫等の横浜を代表する都市景観も臨むことができ、横浜市を代表する公園として港町横浜の風情が感じられる空間となっている。



■山下公園西側バルコニーからの眺め

都市公園の特性	VI 眺望に優れた公園	事業段階	B 設計・施工段階
デザイン配慮事項	VI-b-1：眺望を楽しむ良好な視点場としての展望台の整備		

- ◆「VI 眺望に優れた公園」は、の特徴は、眺望が得られる場所に立地し、その眺望を楽しめることであり、その実現のためには、先述した敷地選定に加えて、魅力的な眺望が得られる場所への展望台の設置、眺望をより楽しめるような展望台自体のデザインなど、眺望を楽しむ良好な視点場として展望台を整備することが重要となる。
- ◆視点場の整備については、「共通のデザイン配慮事項 b-1 良好な眺望が得られる視点場の整備」にも示したように、全タイプの都市公園に共通して配慮すべき事項であるが、上記の理由から「眺望に優れた公園」では特に重要な事項である。

### 実現化の手法

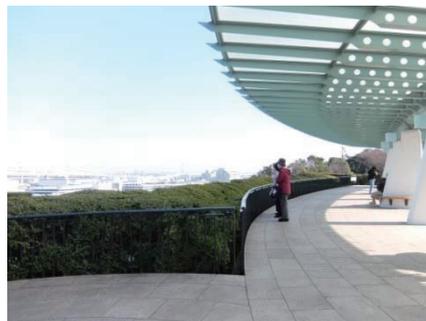
- ・景観的なランドマークともなる魅力的な展望台のデザイン（形態・意匠、色彩等）
- ・良好な眺望のための柵や植栽などの展望台のディテールの工夫

### ◆具体的な適用事例

景観的なランドマークともなる魅力的な展望台のデザインや良好な眺望のための柵や植栽などの展望台のディテールの工夫（港の見える丘公園）

港の見える丘公園（神奈川県横浜市）内にある展望台は、港方向の眺望に向かって羽を広げたようなデザインをしており、その印象的な形状は公園のランドマークとして親しまれている。

また、展望台の前面には低木の植栽が植えられており、緑豊かな近景を創り出しつつ、転落防止柵の高さを低く抑えている。



### ■港の見える丘公園の展望台と柵と低木の植栽

また、識名園（沖縄県那覇市）は台地上にあり、園の南側が急斜面地となっており、この急斜面地の際にある勧耕台からは、庭園の南側の南風原町方向への大パノラマを臨むことができる。



### ■識名園の勧耕台からの眺望

### 3-7 「VII 歴史的な庭園」のデザイン配慮事項

「VII：歴史的な庭園」の特徴は、当該都市の文化を代表する歴史由緒ある庭園を改修し、一般に開放している点である。また、市民や観光客などの多様な利用者が、レクリエーションや教育・学習・鑑賞を目的に利用する点も特徴である。

上記のような特徴をもつ「VII：歴史的な庭園」のデザイン配慮事項は、以下に示す2項目である。

都市公園の特性	VII 歴史的な庭園	事業段階	A 構想・計画段階
デザイン配慮事項	VII-a-1：様々な分野の専門家からの意見を十分に踏まえた整備計画の策定		

- ◆「歴史的な庭園」の特徴は、当該都市の文化を代表する歴史由緒ある庭園を改修して一般に開放していることであり、その実現のためには、様々な分野（植物学、考古学、建築、庭園、文化財等）の専門家からなる検討委員会を設置するなど、様々な分野の専門家からの意見を十分に踏まえて復元整備計画を策定することが重要である。
- ◆検討組織の設置については、「共通のデザイン配慮事項 a-5 専門家等の参画による公園整備の検討組織の設置」にも示したように、全タイプの都市公園に共通して配慮すべき事項であるが、上記の理由から「歴史的な庭園」では特に重要な事項である。

#### 実現化の手法

- ・様々な分野の専門家からなる検討委員会での整備計画の策定

都市公園の特性	VII 歴史的な庭園	事業段階	B 設計・施工段階
デザイン配慮事項	VII-b-1：綿密な発掘調査を基にした、伝統的な様式、技法・工法、材料による再現性の高い修復整備		

- ◆「VII 歴史的な庭園」の特徴は、当該都市の文化を代表する歴史由緒ある庭園を改修して一般に開放していることであり、その実現のためには、事前に綿密な調査を行ったうえで、調査結果に基づく伝統的な様式、技法・工法、材料等を用いて再現性の高い整備を行うことが極めて重要であるといえる。

#### 実現化の手法

- ・専門家の指導、綿密な事前調査（発掘調査等）に基づく庭園の修復設計・施工
- ・伝統的な様式、技法・工法、材料等を用いた庭園の修復設計・施工



■修復された石橋（識名園）

資料

観光の人気がデザイン等に起因する 57 事例

No	名称	所在地	
		都道府県	市町村
1	大通公園	北海道	札幌市
2	借楽園	茨城県	水戸市
3	国営昭和記念公園	東京都	立川市・昭島市
4	中之島公園	大阪府	大阪市
5	岡山後楽園	岡山県	岡山市
6	栗林公園	香川県	高松市
7	モエシ沼公園	北海道	札幌市
8	五稜郭公園	北海道	函館市
9	国営ひたち海浜公園	茨城県	ひたちなか市
10	大宮公園	埼玉県	さいたま市
11	葛西臨海公園・葛西海浜公園	東京都	江戸川区
12	新宿御苑	東京都	新宿区
13	日比谷公園	東京都	千代田区
14	上野恩賜公園	東京都	台東区
15	浜離宮恩賜庭園	東京都	中央区
16	井の頭恩賜公園	東京都	武蔵野市
17	六義園	東京都	文京区
18	小石川後楽園	東京都	文京区
19	山下公園	神奈川県	横浜市
20	兼六園	石川県	金沢市
21	大阪城公園	大阪府	大阪市
22	万博記念公園	大阪府	吹田市
23	平和記念公園	広島県	広島市
24	縮景園	広島県	広島市
25	大濠公園	福岡県	福岡市
26	国営沖縄記念公園海洋博覧会地区(海洋博公園)	沖縄県	本部町
27	中島公園	北海道	札幌市
28	円山公園	北海道	札幌市
29	弘前公園	青森県	弘前市
30	盛岡城跡公園(岩手公園)	岩手県	盛岡市
31	所沢航空記念公園	埼玉県	所沢市
32	幕張海浜公園	千葉県	千葉市
33	成田山公園	千葉県	成田市
34	代々木公園	東京都	渋谷区
35	お台場海浜公園	東京都	港区
36	水元公園	東京都	葛飾区
37	清澄庭園	東京都	江東区
38	旧古河庭園	東京都	北区
39	ヴェルニー公園	神奈川県	横須賀市
40	港の見える丘公園	神奈川県	横浜市
41	富岩運河環水公園	富山県	富山市
42	新倉山浅間公園	山梨県	富士吉田市
43	高遠城址公園	長野県	伊那市
44	徳川園	愛知県	名古屋市
45	玄宮楽々園	滋賀県	彦根市
46	箕面公園	大阪府	箕面市
47	メリケンパーク	兵庫県	神戸市
48	好古園	兵庫県	姫路市
49	城山公園(松山城二之丸史跡庭園)	愛媛県	松山市
50	シーサイドももち海浜公園	福岡県	福岡市
51	海の中道海浜公園	福岡県	福岡市
52	舞鶴公園	福岡県	福岡市
53	吉野ヶ里歴史公園	佐賀県	神埼市
54	あやまる岬観光公園	鹿児島県	奄美市
55	パンナ公園	沖縄県	石垣市
56	識名園	沖縄県	那覇市
57	知念岬公園	沖縄県	南城市

あとがき

本資料は、都市公園の魅力を高め、観光振興に積極的に役立てていくことを目的として、我が国の都市公園のデザインの調査・研究をするため、令和3年度から令和5年度までの3箇年にわたり実施した「都市公園に求められるデザイン向上にかかる課題解決のための研究」の成果をとりまとめたものです。

都市公園の事例の整理にあたっては、真田純子東京科学大学教授、小野寺康小野寺康都市設計事務所取締役・秋田公立美術大学非常勤講師の学識者の方からご意見を頂戴しました。ここに、深く御礼申し上げます。



---

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of N I L I M

N o . 1304      January 2025

編集・発行 ©国土技術政策総合研究所

---

本資料の転載・複写の問い合わせは

〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

企画部研究評価・推進課    TEL 029-864-2675